

# 『成唯識論述記』の伝える世親『縁起論』 について

松 田 和 信

世親の『縁起論（縁起経釈）』（北京版 No. 5496）の重要性については、これまでも指摘してきたが、漢訳されることなく終わった『縁起論』が、漢訳文献および中国仏教の文献の中で、ほんの断片的なものにせよ、何らかの形で言及される文献としては、三つの文献が知られている。その一つは、義浄の『南海伝』が伝える世親の著作をも含んだ形で「無着の八支」の一つである『縁起論』であり（大正 54-230a）、一つは、直接の言及ではないが、真諦三蔵が翻訳に際して付け加えた『決定蔵論』の帰敬偈が、世親の『縁起論』の帰敬偈に他ならないということ（拙稿『仏教学セミナー』39号）、さらにもう一つが、ここで取り上げる『成唯識論述記』の記述である。この箇所は、『成唯識論』が下す「転変 pariñāma」の定義である「変謂識体転似二分」という有名な一文に対する安慧の解釈を述べる部分である。『述記』は次のように言う（仏教大系本巻 1, p. 138）。

安慧解伝。「変謂識体転似二分」二分体無。遍計所執。除仏以外菩薩已還、諸識自体、即自証分、由不証実。有法執故、似二分起。即計所執。似依他有、二分体無。如自証分、相貌亦有。以無似有。即三性心皆有法執。八識自体皆似二分。——中略——彼（安慧）引世親所造『縁起論』中末後決択説無明支許通三性。故除如来有皆二分。是計所執。

この安慧の説によると、安慧が相分・見分を遍計所執性と見做したのは、八識すべて、かつ善・不善・無記の三性心には、みな法執があるからということになるが、その文献の典拠として、世親の『縁起論』の無明支は三性に通ずという一文が取り上げられているわけである。護法の説では八識すべてに執があるわけではないので、二分は依他起性になるというのである。この説明は『述記』巻九の所説と矛盾しているようにも思われるが、とにかくここでは『縁起論』を典拠として安慧説が示されているわけである。では、ここに言う『縁起論』の末後の決択とは何であり、そこに果たしてそのような一文があり、また果たして安慧は、『三十論』の転変の解釈のなかで『縁起論』の所説に言及しているのであろうか。

チベット語訳『縁起論』の最終章は、章の名前はどこにも見出せないが、「これからさらに、〔縁起にかんする議論の〕中から、いくつかの決択が少しばかり

説かれる。」という一文で始まり、次のような四つの問題が取り扱われる (数字は北京版)。

1. 三帰依の規定の決択 66b2-67b2.
2. 縁起 (pratītyasamutpāda) の語義解釈の決択 67b2-69a5.
3. 縁起の dharmatā, dhātu etc. の決択 69a5-69b3.
4. 無明の決択 69b3-71a4.  
結びの偈 71a5-6. 奥書 71a6-8.

最終章に述べられる四つのテーマは、まず第一に、三帰依の規定、これは直接縁起とは関係ないが、『縁起経』の註釈を作るに際して、始めに行うべき三帰依にかんするもの (前掲拙稿参照)。第二はかなり詳細な pratītyasamutpāda の語義解釈で、これは『俱舍論』第三章の語義解釈と比較する必要がある。第三は、「如来が誕生しても、しなくても、この dhātu は定まっている。」という有名な経文における dhātu, dharmatā などの意味について、そして最後が無明の決択である。『述記』が引く安慧の解釈は、『縁起論』の最後の決択と言うわけがあるが、チベット語訳に現存している世親の『縁起論』も、最終章は四つの問題の決択が取り扱われ、その最後は確かに無明の決択が記されている。以下はその無明の決択の分節である。

- 〈問題提起〉 69b3-5 不染汚無知は実有か非実有か
- 〈1. 実有説の分類〉 69b5-6 実有である場合、二つに分類できる
- a. 単一なもの、b. それぞれの知とは別なもの
- 〈1-1. 反論 a) 69b6 a. 単一なものに対する反論
- 〈1-2. 反論 b) 69b6-8 b. それぞれの知とは別なものに対する反論
- 〈2. 非実有説批判〉 69b8-70a2 世親による不染汚無知非実在説批判
- 〈3. 実有説の表明〉 70a2-3 世親による二種の無明の提示
- a. 常に生じているもの b. 作意で生じるもの
- 〈3-A. 反論 (a) に対する答〉 70a3-8 第一の無明 (a. 常に生じているもの) の解説をもって反論 (a) に対する答に充てる
- 〈3-A-1. 内容設定〉 70a8-71a2 無明の内容設定
- 〈3-B. 反論 (b) に対する答〉 71a2-4 第二の無明 (b. 作意で生じるもの) の解説をもって反論 (b) に対する答に充てる
- 〈結語〉 71a4

さて、この「無明の決択」の内容であるが、順を追って見てゆくと、最初に

「問題提起」として、『俱舍論』III-28cd, および『縁起論』の「無明の解釈の章」(8b4)で下された無明の定義, つまり「明の所対治である別法が無明であり, それは無知を体とする。」という定義を受ける形で, では, 不染汚無知も, 知の所対治である別法であるのか, それとも, ただ知が無いことにすぎないのか, というように議論が提起され, それに対し, まず, (1)で, 知の所対治の別法であるとする説, つまり不染汚無知実有説が, それを二種に分けて提示され, (2)で, 二種の不染汚無知それぞれに対する反論が述べられる。そして, その反論に対する答えはひとまず措かれ, 先に(2)で, 不染汚無知非実有説が否定され, (3)以下で, 先の実有説に対する二つの反論に答える形で, 世親による二種の無明が提示されてゆく。(3)の冒頭では, 二種の無明, これらはグナマティの註釈によると, 染汚・不染汚を問わずすべての無明, 無知の分類ということになるが, それが「常に生じているもの (rtag tu kun tu 'byung ba)」および「作意で生じるもの (yid la byed pa kun tu 'byung ba)」として示される。(3-A)に示される第一の無明は, 一切知者性を得ないかぎり, 常に何らかの形で生じている単一なる無知であり, (3-B)に示される第二の無明は, それぞれの知の所対治となる, それぞれの無知であり, この無知は, 常に生じているわけではなく, ある煩惱と同時に生じ, 滅するものとされる。

この「無明の決択」の一節を読んで, 『成唯識論述記』が言う安慧説にトレースできるような所説が, この部分に果たして存在するかどうか, またそれがあったとして, 『三十論』安慧釈の pariṇāma の解釈の中にそれが引かれているかどうか, という点であるが, それはかなり微妙な点がある。まずこの中の一文でも『三十論安慧釈』の中で引かれていることは全くないし, さらに『述記』が言う「無明支が三性に通じる。」ということも直接言われているわけではない。ただここで, 確認しておきたいのは, すでに指摘したことであるが, 安慧は『三十論』19偈の註釈の中で『縁起論』の識支の一文を確かに引いているし, また『中辺分別論』安慧釈でも, かなりの長文を『縁起論』より引いている(拙稿『仏教学セミナー』36号 p. 46, 52 n. 30)。安慧が世親の『縁起論』を熟知していたことは確実である。もしかして『述記』の一文は, この『縁起論』の一節のなんらかの取意を含んでいるとするならば, (3-A-1)でその内容が示される第一の無明は, ある観点からすれば, 煩惱でもあり, ある観点からすれば, 煩惱でなく, また, ある観点からすれば, 善であり, ある観点からすれば, 不善でもあるところのすべてを覆う単一なる無知であると説明されているので, 『述記』の記述と全く無

関係とも言えない。玄奘がインドで得た情報として、それが安慧自身には、たとえ預かり知らぬことだったにせよ、護法・玄奘の側から見た、二分を遍計所執性とする安慧の考え方の根拠として『縁起論』のこの部分が利用された可能性は残る。ここで示される無明・無知は、八識のどれと相応するとも規定されていないのであるから。しかし『縁起論』自身は、八識説を前提としているわけではなく、マナ識も全く説かれず、『成業論』と同じく、六識以外に輪廻の主体となるアーヤ識のみを認める立場を取り、マナ識に相応する不共無明も全く言及されない。『述記』が言うように安慧説の典拠がここにあるとしても、それもまた、本人の預かり知らぬものであったに違いない。またこの「無明の決択」の所説は全く他に類例を見出せない。染汚・不染汚を問わないのこの無明・無知の二分類は、後に法相教義で確立される無明の分類に繋がってゆくのであろうか。ここで言う第二の無明は、従来から言われている相応無明と似た概念であるが、第一の無明は全く独自のものである。(3)の冒頭で世親はこの無明の二分類を別な人々の説として紹介し、それに従っているのである。これが一体どのような人々を指すのか、今は確認のしようがない。結局の所、『成唯識論』および『述記』が伝える護法説と安慧説の根本的相違は、八識すべてに執があるかどうかにかかっている。その相違が二分は遍計所執性か依他起性かという唯識理解の根幹にかかっているのである。そして実際に安慧がどう考えていたかということは、これはまた別な問題であるが、玄奘と慈恩大師の理解では、安慧は八識すべてに執があるという説を取り、その典拠が世親の『縁起論』のこの箇所にあるというわけである。そして『縁起論』自身の所説も、本来の意味はそうでなかったとしても、安慧説の典拠として利用される余地を含んでいたといえるかもしれない。とにかく確実なことは何も言えないが、『述記』が伝える世親の『縁起論』の最後の決択とは、『述記』が全く何の根拠もない文献をデッチ上げて言っているのではなく、現に存在する『縁起論』の最終章の無明の決択に何らかの形で基いていることは認めてもよいであろう。

---

口頭発表時には無明の決択の全訳を配布したが、本稿では紙幅の都合で掲載を省略した。同じく注記も省略した。翻訳を必要とされる方は御連絡いただきたい。なお本稿は昭和61年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)による研究成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員／大谷大学非常勤講師)